

平成23年度

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業
(建築物に係るもの)

公 募 要 領

平成23年5月

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

S I Iの補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、S I Iとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、S I Iの補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者がS I Iに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. S I Iから補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等についてS I Iの承認を受けなければなりません。なお、S I Iは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I Iとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、S I Iから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目 次

1.	事業の概要	1
1-1	背景	1
1-2	目的	1
1-3	事業内容	1
(1)	補助対象事業	1
(2)	補助対象事業者	1
(3)	補助対象経費	2
(4)	補助率	3
(5)	事業期間	3
2.	予 算	4
3.	事業のスキーム	4
4.	実施方法	4
4-1	事業の公募について	4
4-2	交付の申請について	5
(1)	申請者	5
4-3	リースの扱いについて	5
(1)	リース料金	5
(2)	リース期間	6
(3)	工事請負契約	6
4-4	ESCOの扱いについて	6
(1)	削減保証量・ペナルティ	6
(2)	ESCOサービス料金	6
(3)	サービス期間	6
4-5	申請区分	7
4-6	交付の決定について	7
4-7	補助事業の開始について	7
4-8	補助事業の計画変更について	8
4-9	補助事業の完了について	8
4-10	実績報告及び額の確定について	8
4-11	確定検査	9
4-12	補助金の支払いについて	9
4-13	取得財産の管理等について	10
4-14	採択案件の公表について	10
4-15	利用状況の報告について	10
4-16	個人情報の利用目的	10

4-17	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	10
5.	申請及び審査について	11
5-1	申請条件	11
5-2	審査項目	11
5-3	審査方法	11
5-4	補助事業者の選定	11
6.	年間スケジュール	12
7.	公募期間及び書類提出先	13
7-1	公募期間	13
7-2	申請書提出先および問合せ先	13
7-3	申請方法	13
8.	書類作成方法および提出方法	14
9.	チェックシート	16
10.	補足説明	20
10-1	エネルギー消費量算出について	20
(1)	新築、増築、及び改築の建築物に当該システムを導入する場合	20
(2)	新築、増築、及び改築の賃貸用の集合住宅に当該システムを導入する場合	23
(3)	既築の建築物に当該システムを導入する場合	23
(4)	既築の賃貸用の集合住宅に当該システムを導入する場合	24
(5)	既築の分譲集合住宅の共用部分に当該システムを導入する場合	25
(6)	節電効果の算定	25

1. 事業の概要

1-1 背景

現在、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める民生部門（家庭用、業務用）のエネルギー消費は、産業部門と比較して高い伸びを示してきており、民生部門における抜本的な省エネルギー対策の推進が喫緊の課題となっている。

こうした中、平成21年4月には、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律が施行され、これにより民生部門の建築物におけるエネルギー管理がより一層強化されることとなった。

1-2 目的

本事業では、2030年の建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく、その施策の一つとして、建築物に省エネルギー性の高い高効率エネルギーシステムを導入し、性能、費用対効果等の情報を取得しそれを公表することにより、建築物に対する省エネルギー意識を高揚させるとともに、建築物における省エネルギーを抜本的に進めることを目的とする。

1-3 事業内容

(1) 補助対象事業

住宅・建築物高効率エネルギーシステム（空調、給湯、照明及び断熱部材等で構成されるもの。以下「当該システム」という。）を建築物*注1に導入する場合に、その経費の一部を補助する。ただし、以下の交付要件を満たすものであること。

- ① 当該システムを建築物に導入すること。
- ② 新築、増築及び改築の建築物の場合、建物全体の標準年間エネルギー消費量を25%程度削減できること。但し、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、新築、増築及び改築の建築物については「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に準じた性能を満たすものであること。
- ③ 既築の建築物の場合、建物全体の過去3年間のエネルギー消費量平均値を25%程度削減できること。または一つの設備用途区分の過去3年間のエネルギー消費量平均値を30%程度削減できること。
- ④ エネルギー管理体制・補助事業の遂行能力を有すること。
- ⑤ 当該システム導入後、継続して省エネルギーに関する報告が可能なこと。*注2

注1：建築物とはオフィスビル等の民生用建築物である。ただし、賃貸用集合住宅については建築物の扱いとする。また分譲用集合住宅（既築に限る）の共用部分についても建築物の扱いとする。

注2：導入したシステムの省エネ効果を確認できる計測装置を設置すること。

(2) 補助対象事業者

当該システムを既築、新築、増築、及び改築の民生用の建築物に導入する際の建築主等（所有者）、ESCO（シェアードセイビングス）事業者、リース事業者、建物の区分所有に関する法律（以下、「区分所有法」という）に規定する管理組合法人等（以下「補助事業者」という）。詳細は、後述する申請者区分による。

(3) 補助対象経費

1) 経費の区分

以下の区分ごとに経費を算出する。

設計費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（建築物に係るもの）の実施に必要な機械装置・建築材料等の設計費、システム設計費等
設備費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（建築物に係るもの）の実施に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む。）又は据付等に要する経費（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。）
計測装置費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（建築物に係るもの）の実施に必要な計測装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付等に必要経費
工事費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（建築物に係るもの）の実施に不可欠な工事に要する経費
諸経費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（建築物に係るもの）を行うために直接必要なその他経費（工事負担金、管理費（職員旅費、会議費等））等

2) 補助対象範囲

設備費、計測装置費、工事費の補助対象範囲は以下のとおりとする。

費目	項目	対象範囲	補助対象設備の例	
設備費	空調・給湯	熱源機器	省エネ（高効率）機器に限る 複数のシステムの組み合わせによる省エネも対象とする	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水機、マルチエアコン、ガスヒートポンプ、排熱回収型ボイラ等 コージェネ（発電機+排ガスボイラ+排熱冷凍機）、熱回収（熱回収型ヒートポンプ+蓄熱槽）、氷蓄熱+大温度差搬送等
		熱源付帯設備	熱源機器の設置と一体不可分の設備に限る	冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク、配管、ダクト及び付属品
		ポンプ	省エネ機器に限る	VWVポンプ等、機器搬入据付費
		空調機器	省エネ機器及び器具に限る	VAV空調機、全熱交換器組込型空調機、VAVユニット、モータダンパ等
		換気	換気機器	省エネ機器及び器具に限る
	電源	受変電設備	省エネ機器に限る	高効率トランス等（変電所の進相コンデンサは対象外）
		負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る	動力制御盤、分電盤等、配管配線及び付属品（機器～盤間）
	照明設備	省エネ機器及び器具に限る	インバータ照明、高輝度型誘導灯、照度センサー、人感センサー、照明制御盤、LED照明等 制御用配管配線及び付属品	
	冷蔵/冷凍設備	省エネ機器に限る（既築のみ）	冷凍機、冷蔵庫、冷凍ショーケース等	
	自動制御設備	省エネ機器及び制御を対象とする	制御機器、盤類（自動制御盤、インバータ盤等） 制御用配管配線及び付属品	
	自然・未利用エネルギー利用設備	自然・未利用エネルギー利用機器に限る（太陽光発電は除く）	太陽熱利用、井水・地中熱利用、排水熱等	
	断熱等	既築の建築物に付加する場合に限る	断熱フィルム、ルーバー、外断熱、複層窓・高性能ガラス、屋上・壁面緑化等	
	計測装置費	計測機器 中央監視 BMS	計測装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付等に必要経費	電力量計、熱量計、ガスメータ、温度計等 中央監視装置、BMS装置 機器搬入据付費、配管配線及び付属品
工事費		設備及び計測装置の設置と一体不可分の工事に限る	労務費、機器保温塗装工事、基礎工事、運搬費、試運転調整費、仮設費、工事管理費等	

3) 補助対象とならない主な部分

補助対象とならない主な部分は、以下のとおりとする。

- 防災設備、防犯設備、昇降機設備
- 省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事・建築工事等（電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等）
- 機器撤去・処分費

4) 補助対象経費の算定等

当該システム導入に係る費用（設備費、計測装置費、工事費等）は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を参考として算定されているものであること。

5) 他の補助事業等との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同第2号に掲げる資金を含む。）が含まれないこと。他の補助事業に申請している場合は、後述の実施計画書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象を必ず記入すること。

(4) 補助率

1／3以内（上限なし）

(5) 事業期間

原則単年度事業とする。ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能な場合に限り最長2年間までを補助対象期間とする。

交付決定日（平成23年8月上旬）～平成24年1月31日

なお、※緊急節電対応事業に関しては、事業期間を以下とする。

交付決定日（平成23年7月上旬）～平成23年8月31日

注) 複数年度実施する事業については、年度ごとに補助申請を行って採択審査を受けること。

各年度の交付決定にあたり、次年度の交付決定を保証するものではない。

また、複数年度事業において、途中で事業を中止した場合には、既に交付した補助金の返還が必要となることもあり得るので留意する。

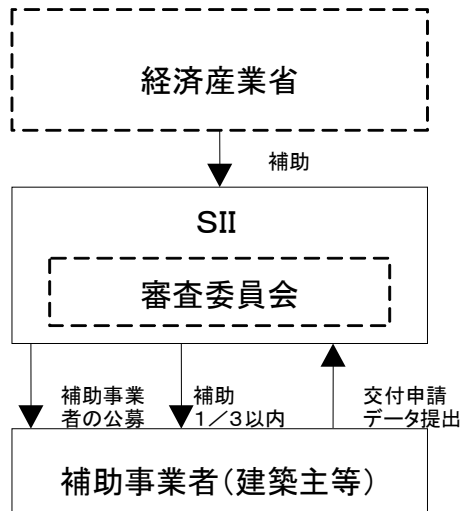
また、事業を複数年度実施する場合、一年目の補助対象経費は5割程度とすること。

※緊急節電対応事業とは、本補助事業に付加して建物の電力使用量の削減率が10%以上でかつ平成23年8月31日迄に完了する単年度の省エネルギー事業をいう。

2. 予 算

- (1) 補助金名 : 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(先導的システム支援事業)
- (2) 平成23年度の公募予算額 :
約35億円程度 (建築物に係るもの及びBEMS導入支援事業を合わせた額)
(多少の変動があり得ます。)

3. 事業のスキーム



4. 実施方法

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(建築物に係るもの) 交付規程(以下、「交付規程」という。)に基づき、以下の手順で実施する。

4-1 事業の公募について

S I I は、補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)に対し一般公募を行い、補助事業の申込みに必要な事項について、必要に応じて説明を行う。

S I I は、ホームページ(<http://www.sii.or.jp/>)に公募記事を掲載する。

4-2 交付の申請について

(1) 申請者

申請者は、後掲の記載例に従って必要書類を2部作成し、1部をS I Iに提出する（申請者は控えを所有すること）。申請にあたっては、次表の申請者区分を確認し、9. チェックリストに従って、各提出書類の漏れがないかを確認すること。

区分	留意事項	備考
建築主等	<ul style="list-style-type: none"> 建物と設備の所有者とする。所有者が複数の場合は原則全員の共同申請とする。 設備所有者と建物所有者が異なる場合は、申請時に建物所有者全員の設置承諾書を提出することにより、設備設置者単独で申請できるものとする。 区分所有の建物の場合で、設置される設備が共用もしくは部分共用の場合、申請時に原則所有者全員の委任状を提出することにより、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律）に規定される管理者もしくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。この場合、事業に関する集会の決議と規約も提出のこと。 	登記簿にて所有権を確認できること。新築の場合は確定検査時に登記を確認する。
区分所有法における管理組合法人	<ul style="list-style-type: none"> 分譲集合住宅の場合で、設置される設備が共用の場合、区分所有法における管理組合法人が申請できるものとする。 管理組合は区分所有法に規定する法人格を有し、補助事業で有した設備等を管理組合法人で資産計上できるものであること。 	
ESCO（共同申請者）	<ul style="list-style-type: none"> シェアードセービング事業者とし、上記建築主等と共同申請とする。 申請における省エネ効果を保証できること。 ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示すること。 ESCO契約は、導入設備を法定耐用年数（複数の場合は最長のもの）の間使用することを前提としたものであること。 	複数不可
リース（共同申請者）	<ul style="list-style-type: none"> リースを活用する場合は、上記申請者に加え共同申請とする。 リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示すること。 リース等の契約は、導入設備を法定耐用年数（複数の場合は最長のもの）の間使用することを前提としたものであること。 一括リースとし、部分リースは認めない。 	複数不可

- ◆ 複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。
- ◆ 建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。
- ◆ シェアードセービングESCO事業者建設役割等を担うものが含まれていて、交付決定前に建築主等から事業者として指名されている等の場合に、当該建設役割等を担うものも補助金の交付申請を行ったものと同等の扱いを行う必要が生ずることがあるので注意すること。

4-3 リースの扱いについて

(1) リース料金

リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示すること。リース料計算書（内訳書）の月額リース料の算定根拠により、補助金相当分から利益を得ていないか証明する。内訳書には元本、金利相当額、固定資産税、保険料、業務手数料などの金額を明記し、契約期間内の内訳推移表を作成する。再リースする場合は再リース期間分についても同様に作成する。

なお、S I Iが行う、確定検査等により補助金額に変更があった場合は、当事者間でリース料の見直しを行い変更すること。S I Iはそのリース料を確認する。

(2) リース期間

導入した補助対象設備を法定耐用年数の間、使用することを前提とした契約とし、法定耐用年数以上でのリース契約期間とする。ただし、リース契約期間が法定耐用年数より短くせざるを得ない正当な理由がある場合は、リース期間満了後、法定耐用年数以上まで再リースする旨を契約書・特記事項に記載して法定耐用年数まで補助対象設備を運用する契約とすること。よって、リース終了後、法定耐用年数以内に補助対象設備を撤去することを表現した契約については認めない。

(3) 工事請負契約

工事請負契約は、補助事業の遂行上、補助事業者、リース会社、工事請負業者の3者にて締結することが望ましい。

4-4 E S C Oの扱いについて

(1) 削減保証量・ペナルティ

E S C O契約書には削減保証量(GJ/年)を記載すること。削減保証量はS I Iが認める特段な理由がない限り申請書に記載した省エネルギー量と同じ数値にすること。

また、削減保証量未達の場合の明確なペナルティ条項が無いE S C O契約は認めない。

(2) E S C Oサービス料金

E S C Oサービス料金から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示すること。E S C Oサービス料金計算書(内訳書)の月額サービス料の算定根拠により、補助金相当分から利益を得ていないか証明する。内訳書には元本、金利相当額、固定資産税、保険料、業務手数料などの金額を明記し、契約期間内の内訳推移表を作成する。再契約する場合は再契約期間分についても同様に作成する。

なお、S I Iが行う、確定検査等により補助金額に変更があった場合は、当事者間でサービス料の見直しを行い変更すること。S I Iはそのサービス料を確認する。

(3) サービス期間

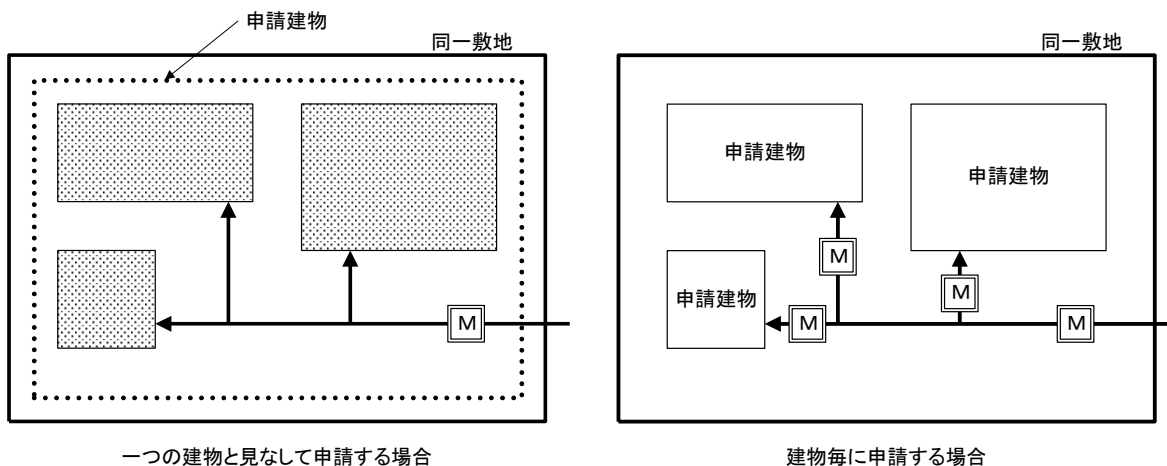
導入した補助対象設備を法定耐用年数の間、使用することを前提とした契約とし、法定耐用年数以上でのE S C Oサービス契約期間とする。ただし、E S C Oサービス期間が法定耐用年数より短くせざるを得ない正当な理由がある場合は、サービス期間満了後、法定耐用年数以上まで再サービス契約する旨を契約書・特記事項等に記載して法定耐用年数までE S C Oサービスが継続する契約とすること。よって、サービス期間終了後、法定耐用年数以内に補助対象設備を譲渡・売却・撤去することを表現した契約については認めない。

4-5 申請区分

一つの申請者が複数の建築物について申請する場合、申請は建築物ごとに行うものとする。

但し、チェーン店のように同一業態の複数店舗は、まとめて申請することもできる。

同一敷地内に複数の建築物がある場合は、全体を一つの建築物と見なして申請するか、または建築物ごとに申請する。ただし後者の場合は、建築物ごとにエネルギー計量が行われている場合に限る。



4-6 交付の決定について

交付決定に当たっては、S I I 内に設置した審査委員会における補助事業者の選定結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意して採択者を決定する。必要に応じて申請者へヒアリングを行う。

- 補助事業の内容が、交付要件を満たしていること。
- 申請者の資金調達計画が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である（直近の決算において、少なくとも債務超過でない）と見込まれること。
- 補助対象経費（設計費、設備費、計測装置費、工事費、諸経費）は、当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として、算定されているものであること。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金、並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）が含まれないこと。

交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知する。

なお、申請物件について他の補助事業等に重複して応募している場合、それらを取り下げることが条件に交付決定することとする。

4-7 補助事業の開始について

補助事業者は、S I I から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始（設計、工事等の発注、契約）が可能とする。なお、交付決定前に発注、契約等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなる。（ESCO事業の補助対象事業部分も例外ではない。）したがって、補助対象となる設計、工事などの発注、契約等を行うにあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 発注日、契約日は、S I I の交付決定日以降であること。なお、複数年度に渡る事業であつて、2年度目以降の場合は、この限りではない。
- ② 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、交付決定後に3社以上の競争入札によって発注先を決定すること。
但し、緊急節電対応事業については、事業期間が短いため、交付決定前に行った3社以上の見積依頼及び見積を有効と認める場合がある（交付決定前の発注は無効である）。
- ③ 競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にすること。
- ④ 補助対象外の工事等が発生する場合も、原則として補助対象部分を明確にして補助対象外を含めた全体工事を一括で契約・発注すること。なお、補助対象部分と補助対象外部分を分離して契約する方が合理的である等の理由により、分離契約・発注で処理する場合においても、申請範囲の補助対象外部分について実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること。
- ⑤ 当該年度に実施された設計、機械装置購入、工事等については、当該年度中（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。
- ⑥ 複数年度にわたる事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にすること。

事業開始にあたって、採択された方を対象に補助事業の遂行についての事務取扱説明会を実施する。さらに必要に応じて、交付決定後に現地確認を実施する場合がある。

4-8 補助事業の計画変更について

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、あらかじめS I I に報告し、S I I の指示に従うものとする。

4-9 補助事業の完了について

補助事業者が、工事請負業者等に対してすべての支払いを完了した時点をもって、補助事業の完了とする。

4-10 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」をS I I に提出する。

S I I は、「補助事業実績報告書」を受領した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い（確定検査の実施）、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知（確定通知）する。

なお、補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む）がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

4-1-1 確定検査

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査の内容は概ね次表による。

区分	検査項目	小項目	内容
書類検査	事業内容確認	事業の正当性	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業の内容、実施場所及び実施期間が交付申請書類（添付書類を含む）及び交付決定時の内容に一致しているか。 補助事業の収支及びその経費区分が適切か。
		設計	<ul style="list-style-type: none"> 機器の選定理由、設置環境条件、技術的条件から設備設計の妥当性。 補助対象以外のもが含まれていないか。
	工事内容確認	価格・数量の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 実勢単価等を使用している場合は、各種の単価表等による妥当性。 設計図書、材料計算表を点検して所要材料、工数等が正確に計上されているか否か。 設計と積算内容が一致しているか否か。
		請負工事業者選定の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 競争関係が成立しているか。 一般競争入札または指名競争入札の場合は、入札が適正に実施されたか否か。指名競争入札の場合は、入札参加業者の指名の基準、理由等が適正か否か。 予定価格の設定の考え方及び最低制限価格の設定が妥当か。
		契約	<ul style="list-style-type: none"> 契約内容が適切に明記されているか。 契約内容と工事内容・記録、S I Iへ提出した各種書類と整合性が図られているか。
		機器類納品状況	<ul style="list-style-type: none"> 物品納入書、検収調書等により設計書及び仕様書に示された条件に適合しているか。 検収・検査が適正に行われたか否か。
		施工管理・監理	工事日誌、工事中写真（施工前、後）等からの妥当性。
	その他		補助事業実施上必要な関係書類の妥当性。 <ul style="list-style-type: none"> リース契約書（金額の妥当性） 利益排除額の妥当性（根拠書類） 新築の場合その物件が補助事業者の所有となっているか（登記簿により確認）。
現地検査	施工状況確認		<ul style="list-style-type: none"> 設計通りの設備が使用（設備が他の用途に流用されていないか）され、予定通り施工されているか。 設計図面通りに施工が行われているか。
	運転状況確認		<ul style="list-style-type: none"> 設置した設備が所定の性能を発揮しているか。 運転日誌等によりエネルギー管理が適切に行われているか。 施設の管理及び使用の状況等について確認する。

4-1-2 補助金の支払いについて

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をS I Iに提出する。

S I Iは、「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

4-13 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は、耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、S I Iは交付決定を取り消し、加算金（年利10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがある。

S I Iは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をS I Iに納付させることができるものとする。

4-14 採択案件の公表について

交付決定後、採択分については事業者名、事業概要等をS I Iホームページに掲載する。また、審査委員会の委員名も公表する。

4-15 利用状況の報告について

補助事業者は、当該システム導入後、既築は1年間、新築は2年間、毎年度のデータを、「実施状況報告書」によりS I Iへ提出する。その提出期限は、1年分のデータを収集した翌年度の4月末とする。

なお、その実績値が申請目標値を下回る場合は、目標達成まで提出するものとする。

S I Iは、当該システムの普及促進を目的に毎年度のデータを収集・分析し、成果発表会（事業者による発表）を開催する。

4-16 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係わる事務処理をする他、S I Iが開催するセミナー、シンポジウム、事業改善のためのアンケート調査、公募説明会等のご連絡について、利用させて頂くことがあります。

4-17 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ④ S I Iの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

5. 申請及び審査について

5-1 申請条件

申請に際しては、以下の（１）又は（２）条件を満足すること。

（１）建物一棟での省エネルギー事業の場合

- ・ ２種以上の設備用途区分(空調・換気・照明・給湯・冷蔵／冷凍・その他)で省エネルギーシステムを導入すること。

（２）設備用途区分単位での省エネルギー事業の場合

- ・ 設備用途区分単位でのエネルギー計量ができていること。
- ・ 対象となる設備用途区分のエネルギー消費量が建物全体エネルギー消費量の３０％程度であること。

5-2 審査項目

審査項目は以下のとおりとする。

	審査項目	内 容	備 考
①	エネルギー消費効率	・ 建築物に高効率エネルギーシステムを導入した場合の省エネルギー率により評価を行う。	
②	費用対効果	・ 建築物に高効率エネルギーシステムを導入した場合の費用対効果により評価を行う	補助対象経費ベースの費用対効果
③	その他	・ 節電対応(電力消費10%以上低減) ・ 最新設備、最新技術の導入 ・ 技術の充実度 ・ 省エネルギーに対する取組内容 ・ ESCO事業 ・ 建築物総合環境性能評価認証(*)の取得	

◆ * (財)建築環境・省エネルギー機構が実施する建物の環境性能評価認証
(<http://www.ibec.or.jp/CASBEE/>)

5-3 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会に諮り、審査項目に従って審査を実施する。

5-4 補助事業者の選定

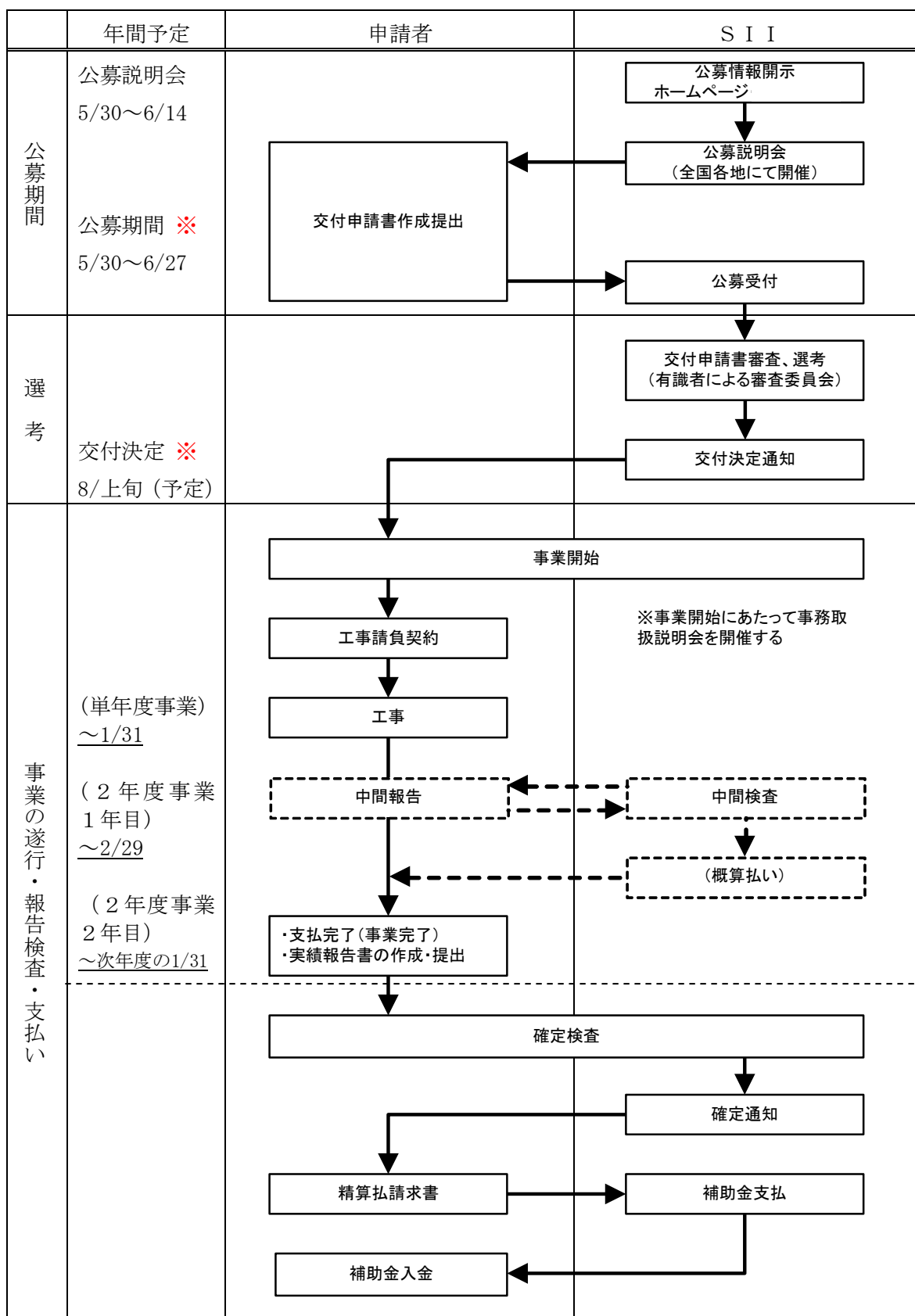
審査項目の合計で総合点を算出し、総合点（省エネ率、費用対効果等）を参考にしつつ審査委員会の審査を踏まえ、補助事業者を選定する。

公募が予算額を超える場合は、以下の調整をさせていただく場合があります。

【調整事項】

- (1) 総合点が上位のものを優先
- (2) 交付決定金額の調整
- (3) 同一の申請者による複数の申請案件について、申請件数や金額の調整

6. 年間スケジュール



※緊急節電対応事業の場合は、早期交付決定（7月上旬）を受けることができます。

7. 公募期間及び書類提出先

7-1 公募期間

平成23年5月30日(月)～平成23年6月27日(月) 17:30(必着)

緊急節電対応事業に関しては平成23年6月15日(水) 17:30(必着)

※当日消印、配送業者受付印等有効

7-2 申請書提出先および問合せ先

〒104-0061 東京都中央区銀座 8-18-11 銀座エスシービル8階

TEL : 03-5565-4063 FAX : 03-5565-4062

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第2グループ **建築物担当宛**

お問い合わせ：平日 10:00～12:00、13:00～17:00

7-3 申請方法

以下のいずれかの方法で申請する。

[方法1]

① S I I ホームページ (<http://www.sii.or.jp/>) で、アカウント登録した後、補助事業ポータルにて必要事項の入力を行う。

交付申請書等は、補助事業ポータルの入力完了後に補助事業ポータルより発行できます。実施計画書等の様式は補助事業ポータルよりダウンロードしてください。

ただし、交付申請書様式は補助事業ポータルの入力完了後に発行できますが、提出には代表者印が必要です。

※補助事業ポータル上での入力だけでは申請と認められません。

必ず必要提出書類一式を郵送してください。郵送期間を考慮して締切前に余裕を持って行ってください。(原則として持ち込みは受け付けません)

[方法2]

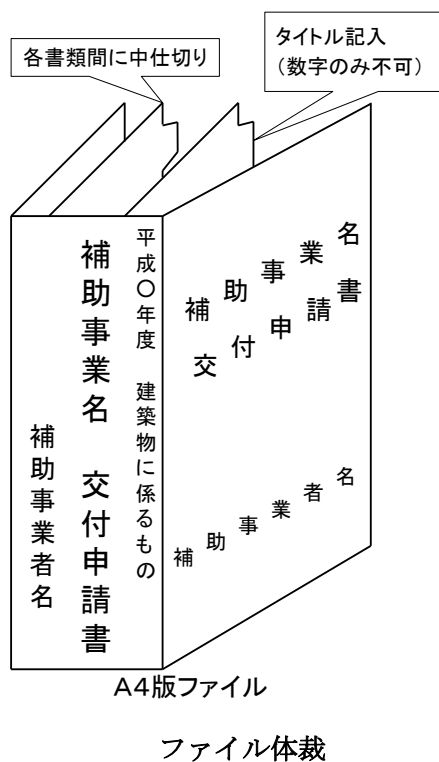
①上記S I I ホームページで「様式及び作成要領」をダウンロードし、提出に必要な書類を作成する。

②作成した書類を郵送する。(原則として持ち込みは受け付けません)

(注意) 郵送宛先には略称「S I I」は使用しないこと。

8. 書類作成方法および提出方法

申請者は、公募期間中に以下の書類1部をS I Iに提出する（申請者は控えを所有すること）。申請書類はA4ファイル綴じ（紙ファイル不可）とし、一冊にまとめ表紙及び背表紙に事業名称及び事業者名を記載する。各書類が脱落しないように工夫すると共に、次ページの書類名ごとに適宜タイトルを記した（数字不可）中仕切りを挿入し、閲覧しやすいように纏めること。



提出書類一覧表

No.	区分	書類名	備考	
①	チェックシート	申請する各書類を自らチェックし、書類の冒頭に挿入すること		
②	交付申請書	交付規程第5条第1項の規定に基づく様式第1	記載例1参照	
③	システム提案概要書		記載例2参照	
④	実施計画書		記載例3参照	
	別添1	課税事業者届出書（消費税法の課税事業者のみ）	記載例4参照	
	別添2	システム概念図	記載例5参照	
	別添3	省エネルギー計算書	記載例6参照	
	資料	省エネルギー計算書の計算根拠		
		過去3年間のエネルギー消費実績（既築の場合）		
		節電効果計算書（既築の場合）		
		節電効果計算書の計算根拠（既築の場合）		
		工事概略予算書 （補助事業者が作成した概略内訳書）		
		主要機器、工事の参考見積書		
⑤	その他	会社概要書（会社案内等）		
		事業実績（決算報告書等）		
		事業者の登記簿謄本（旧名称等不可）	原本	
		（個人の場合）印鑑証明の原本、確定申告の写し		
		建物の登記簿謄本（既築の場合）	原本	
		（設備所有者と建物所有者が違う場合） ・建物所有者全員の <u>設備設置承諾書</u>	記載例7参照	
		（区分所有建物で管理者もしくは管理組合法人で申請の場合） ・建築物所有者全員の委任状 ・ <u>管理規約、集会の決議</u>	記載例8参照	
		（分譲集合住宅で管理組合法人で申請の場合） ・管理組合法人の登記簿謄本 ・建物共用部分の登記簿謄本 ・修繕積立金の預金残高等を証明する書類 ・ <u>管理規約、集会の決議</u>		
		リース契約書（案）及びリース料計算書	リースの場合	
		ESCO契約書（案）及びESCO料計算書	ESCOの場合	
		案内図、建物配置図		
		建築平面図、立面図		
		システム系統図等（機器配置がわかる図面）		
		導入したシステムの省エネ効果を確認できる計測装置の設置状況を示す図面（計測内容も記述すること）		
		その他事業説明に必要な書類		

なお、「書類名」の各項目には、インデックスを添付する事。

注）2年度事業の2年目に申請する資料は①～③及び④の実施計画書を提出する。

9. チェックシート

平成23年度 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(建築物に係るもの)

事業者名	
補助事業名称	
事業期間区分	<input type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度(1年目) <input type="checkbox"/> 複数年度(2年目)
申請者区分	<input type="checkbox"/> 建築主等 <input type="checkbox"/> 管理組合法人 <input type="checkbox"/> ESCO <input type="checkbox"/> リース
申請区分	<input type="checkbox"/> 建物一棟 <input type="checkbox"/> 設備区分単位 <input type="checkbox"/> 複数店一括

提出書類確認表

No.	区分	書類名	備考	資料区分	WEB出力	確認欄
①	チェックシート	提出書類確認表		全	-	
		チェックリスト		全	-	
②	交付申請書	カガミ	記載例1参照	全	有	
		本文	記載例1参照	全	有	
		別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分	別紙1参照	全	有
③	システム提案概要書	別紙2	補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額	別紙2参照	全	有
		システム提案概要1	システム提案概要2	記載例2参照	全	有
④	実施計画書	1. 申請者の概要	申請者の概要	記載例3参照	全	有
		申請者概要一覧	申請者が複数の場合	該	有	
		2. 連絡先		記載例3参照	全	有
		3. 建物の概要、4. 事業実施に関する事項		記載例3参照	全	有
		建物概要一覧	事業対象の建物が複数存在する場合	該	有	
		5. 事業内容		記載例3参照	全	有
		6-1. 導入効果等		記載例3参照	全	有
		6-2. 節電効果		記載例3参照 (既築のみ)	該	有
		7. 事業実施工程		記載例3参照	全	有
		事業実施工程スケジュール		記載例3参照	全	-
	8. 所要資金計画及び資金調達計画		記載例3参照	全	有	
	所要資金計画<全体>		記載例3参照	全	有	
	所要資金計画<1年度><2年度>		単年度事業の場合は省略	該	有	
	9. 補助事業体制		記載例3参照	全	-	
	別添1	課税事業者届出書	記載例4参照	該	-	
	別添2	システム概念図	記載例5参照	全	-	
	別添3	省エネルギー計算書	記載例6参照	全	有	
	資料	省エネルギー計算書の計算根拠		全	-	
		過去3年間のエネルギー消費実績	既築のみ	該	-	
		節電効果計算書	既築のみ	該	-	
節電効果計算書の計算根拠		既築のみ	該	-		
工事概略予算書(補助事業者が作成した概略内訳書)			全	-		
主要機器、工事の参考見積書			全	-		
⑤	その他	(1) 会社概要書(会社案内等)		全	-	
		(2) 事業実績(決算報告書等)		全	-	
		(3) 事業者の登記簿謄本(原本)		全	-	
		(4) 印鑑証明	個人の場合	該	-	
		(5) 確定申告の写し	個人の場合	該	-	
		(6) 建物の登記簿謄本(原本)	既築のみ	該	-	
		(7) 設備所有者全員の設備設置承諾書	設備所有者と建物所有者が違う場合(記載例参照)	該	-	
		(8) 建築物所有者全員の委任状	区分所有建物で管理者		-	
		(9) 管理規約	もしくは管理組合法人で申請の場合(記載例8参照)	該	-	
		(10) 集会の決議			-	
		(11) 管理組合法人の登記簿謄本			-	
		(12) 建物共用部分の登記簿謄本			-	
		(13) 修繕積立金の預金残高等を証明する書類	分譲集合住宅で管理組合法人が申請の場合	該	-	
		(14) 管理規約			-	
		(15) 集会の決議			-	
		(16) リース契約書(案)	リースのみ	該	-	
		(17) リース料計算書			-	
		(18) ESCO契約書(案)	ESCOのみ	該	-	
		(19) ESCO料計算書			-	
		(20) 建物案内図		全	-	
		(21) 建物配置図		全	-	
		(22) 建物平面図		全	-	
		(23) 建物立面図		全	-	
		(24) システム系統図面(機器配置が分かる図面)		全	-	
		(25) システムの省エネ効果、配置を確認できる図面		全	-	
		(26) その他事業説明に必要な書類		該	-	

全:全事業に対して提出が必要。 該:該当する事業に対して提出が必要。

チェックリスト

No.	書類名	別紙	項目	内容	確認欄
①	チェックリスト	本紙		自らチェックしたチェックリストがついているか	
	中仕切り			書類名ごとに挿入しているか	
②	交付申請書	本文	申請者住所	実施計画書 1. の住所と一致しているか	
				事業者登録簿に記載の住所及び氏名と一致しているか	
				共同申請の場合は全員が申請書に記入されているか	
			申請者名称	(株)等の略表示になっていないか	
			押印	朱印であるか(個人の場合は印鑑証明印)	
			代表者氏名	共同申請者の場合、すべての捺印があるか	
			設備区分 (注1)	二つ以上の項目に○がつけられているか	
				省エネルギー提案概要の「設備区分」と一致しているか	
				省エネ率は25%程度であるか	
			設備区分 (注2)	建物全体エネルギーの30%程度であるか	
				申請設備区分の省エネ率が30%程度であるか	
				省エネルギー提案概要の「設備区分」と一致しているか	
			エネルギー削減率	省エネルギー提案概要、実施計画書 6-1. の削減率と一致しているか	
			補助金交付申請額	別紙 1、別紙 2、実施計画書 8. の金額と一致しているか	
		補助事業の開始及び完了予定	事業完了予定年月日が事業完了期限日以前となっているか		
			実施計画書 7. の日付と一致しているか		
		別紙 1		計算間違いがないか	
				省エネルギー提案概要、実施計画書 8. の金額と一致しているか	
			消費税	小数点以下で切り捨てられているか	
			補助金の額	小数点以下で切り捨てられているか	
③	システム提案概要	建物概要(用途)	実施計画書 3. の用途と一致しているか		
			〃(延床面積)	実施計画書 3. の延床面積と一致しているか	
			〃(階数、構造)	実施計画書 3. の階数、構造と一致しているか	
		システム仕様	実施計画書 5. の事業内容の項目と一致しているか		
		補助対象経費	交付申請書(別紙 1)の補助対象経費と一致しているか		
		省エネ基準	実施計画書(別添 3)導入後の C E C と一致しているか(新築の場合)		
		エネルギー削減量	実施計画書 6-1. の削減量(A-B)と一致しているか		
		システム概要図	システム提案概要2にシステム概要図が記載されているか		

④	実施計画書	本文		課税事業（予定）者の場合、課税事業者届出書が添付されているか	
		1.	申請者の概要	複数の申請者が存在する場合、申請者概要一覧を記載し、添付されているか	
			(3) 事業者の業務実績	添付の決算報告書と一致しているか。	
		3.	建物概要	複数棟の場合、主たる建物の情報が記載され、延床面積については、全建物の延床面積の合計が記載されているか	
				複数棟の場合、個々の全建物の概要を「建物概要一覧」に記載し、添付されているか	
				複数棟の場合、建物名称に「全3棟」など、申請対象の棟数がわかるように記載されているか	
		5.	事業内容	採用した設備用途区分が2つ以上記載されているか（建物一棟での省エネルギー事業の場合）	
		6-1.	導入効果等	別添3の合計値とA、Bの値が一致しているか	
				省エネ率の計算間違いがないか	
				消費原単位がB/延床面積になっているか	
				費用対効果の計算間違いがないか	
		6-2.	節電効果等	節電効果が見込める場合、kWh/年の単位での消費電力量が記載されているか	
				低減率の計算間違いがないか	
				節電効果の根拠の消費電力値と一致しているか	
		7.	事業実施工程	事業実施工程にスケジュールが記載もしくは添付されているか	
				スケジュール表に完了予定日が記述されているか	
		8.	所要資金計画	計算間違いがないか	
				補助金額が交付申請書（別紙1）と一致しているか	
				自己資金または借入金に記載されているか	
				備考欄の㎡単価が（補助事業に要する経費/延床面積）になっているか	
		9.	実施体制	申請者が複数の場合、申請者間の関係が記されているか	
		別添1	課税事業者届出書	申請者もしくは所有者が複数の場合、各申請者もしくは所有者の届出書があるか	
				交付申請書の日付と一致しているか	
				申請者もしくは所有者の標記が交付申請書と一致しているか	
	課税期間が決算報告書等に記載の事業年度と一致しているか				
別添2	システム概念図	採用システム毎に作成されているか			
別添3	省エネルギー計算書	建物用途がシステム提案概要の用途と一致しているか			
		計算間違いがないか			
		「その他」のエネルギー量は導入前後で同じ値となっているか			
		新築の場合、CECの値が記述されているか			
		CEC基準値に間違いがないか			
資料	省エネルギー計算の根拠	省エネルギー計算の計算根拠が添付されているか (実測値、機器能力を示したカタログ等)			
	節電効果の根拠	節電効果の根拠が添付されているか			
	工事予算書	申請者の採用システム毎に記載した概略予算書が添付されているか			
	参考見積書	機器、工事等の採用システム毎に記載した参考見積書が添付されているか			

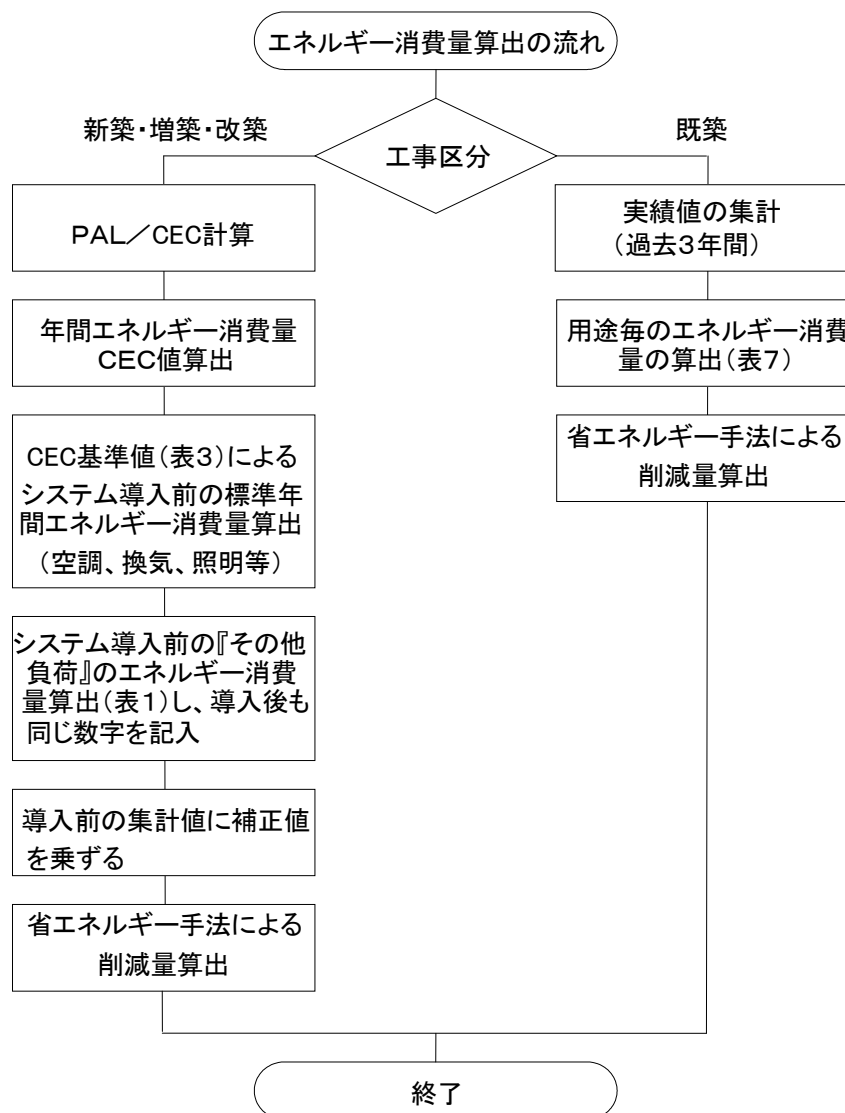
⑤	その他	会社概要	会社案内等が添付されているか	
			申請者もしくは所有者が複数の場合、申請者もしくは所有者ごとに添付されているか	
		事業実績	直近の決算報告書等が添付されているか	
			申請者もしくは所有者が複数の場合、申請者もしくは所有者ごとに添付されているか	
		事業者登記簿謄本	原本が添付されているか	
			申請者もしくは所有者が複数の場合、申請者もしくは所有者ごとに添付されているか	
		申請者が個人の場合	印鑑証明、確定申告の写しが添付されているか	
		建物登記簿謄本(既築)	既築の場合、原本が添付されているか	
			所有者全員が申請者となっているか	
			設備所有者と建物所有者が違う場合、建物所有者全員の設備設置承諾書が添付されているか	
			区分所有の建物で管理者もしくは管理組合法人が申請者の場合、建物全員の委任状と規約、集会決議が添付されているか	
		リース契約書(案) (リースの場合)	案文として作成	
			リース期間が耐用年数と同等か	
		リース料計算書	リース料から補助金相当分が減額されているか	
		ESCO契約書(案) (ESCOの場合)	省エネに係るパフォーマンスの記述があるか	
			補助対象設備の耐用年数と同等の契約年数になっているか	
		ESCO料計算書 (ESCOの場合)	ESCO料から補助金相当分が減額されているか	
		案内図、配置図	スケール(縮尺)、方位の表現があるか	
		基準階平面図	建物の平面図が添付されているか	
		システム系統図等	熱源や空調システム等の全体像が表現されているか	
		計測装置の設置図等	計測装置が、導入したシステムの省エネ効果を確認できる位置に設置されているか	
			計測内容が記述されているか	
		その他	事業の説明に必要なと思われる補足説明資料	
			省エネルギーへの取組が記載された根拠書類	

(注1) 建物一棟での省エネルギー事業の申請。

(注2) 設備用途区分単位での省エネルギー事業の申請。

10. 補足説明

10-1 エネルギー消費量算出について



(1) 新築、増築、及び改築の建築物に当該システムを導入する場合

建築物の「標準年間エネルギー消費量」を25%程度削減できること。

$$\text{年間エネルギー削減率} = 1 - \frac{\text{年間エネルギー消費量}}{\text{標準年間エネルギー消費量}}$$

年間エネルギー消費量及び標準年間エネルギー消費量の計算は、建築物の用途・規模に係わらず、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」（平成21年経済産業省・国土交通省告示第3号）に記載されたCEC計算に基づき算出する。

但し、建物使用時間、機器運転時間、その他機器のエネルギー消費量等を建物使用実態に合わせてエネルギー消費量に反映すること。

又、補助対象外の機器の効率化による省エネルギー量の算入可とする。

1) 年間エネルギー消費量

「年間エネルギー消費量」は、表1に示すエネルギー消費係数（CEC）計算で求められる用途毎（空調、換気、照明等）の年間一次エネルギー消費量の合計（a）と、（a）で求められていないその他負荷の年間一次エネルギー消費量（b）の和とする。

$$\text{年間エネルギー消費量} = \Sigma \text{CEC}_{\text{用途別}} \cdot \text{年間一次エネルギー消費量 (a)} + \text{その他負荷の年間一次エネルギー消費量 (b)}$$

（b）は、（a）で対象となっていないその他負荷の年間一次エネルギー消費量を個別に想定するか、空調と照明の標準年間一次エネルギー消費量の合計に次式で示す係数を乗じて求める。

$$\text{その他負荷の年間一次エネルギー消費量} = 0.4 \times (\text{CEC}_{\text{空調}} \cdot K_{\text{空調}} + \text{CEC}_{\text{照明}} \cdot K_{\text{照明}})$$

$\text{CEC}_{\text{空調 or 照明}}$: 用途毎のCEC基準値（表3）

$K_{\text{空調 or 照明}}$: 用途毎の年間仮想負荷

表1. 年間エネルギー消費量の算出

用途区分		建物用途							
		ホテル等	病院等	物販店舗等	事務所等	学校等	飲食店等	集会所等	
年間消費エネルギー量	空調 (AC)	○	○	○	○	○	○	○	
	換気 (V)	○	○	○	○	○	○	○	
	照明 (L)	○	○	○	○	○	○	○	
	給湯 (HW)	○	○	○	×	×	×	○	
	昇降機 (EV)	○	×	×	○	×	×	×	
	コンセント	×	×	×	×	×	×	×	
	厨房	×	×	×	×	×	×	×	
	給排水	×	×	×	×	×	×	×	

○ : エネルギー消費係数（CEC）計算で求められる年間一次エネルギー消費量（a）

× : その他負荷の年間一次エネルギー消費量（b）

表2. 民生用建築物

ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
病院等	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
物販店舗等	百貨店、マーケットその他これらに類するもの
事務所等	事務所、地方公共団体の支庁、図書館、博物館その他これらに類するもの
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他これらに類するもの
集会所等	公会堂、集会場、ボウリング場、体育館、劇場、映画館、パチンコ屋その他これらに類するもの

対象外建築物の例

工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、その他これに類するもの
--

2) 標準年間エネルギー消費量

「標準年間エネルギー消費量」は、以下により求める。

標準年間エネルギー消費量

$$= (\sum CEC_i \cdot K_i + \text{その他負荷の年間一次エネルギー消費量}) \times 0.95$$

CEC_i : 用途毎のCEC基準値 (表3)

K_i : 用途毎の年間仮想負荷

(参考) CECは、以下の式で求められる。

$$CEC = \frac{\text{年間エネルギー消費量}}{\text{年間仮想負荷}}$$

表3. CEC基準値

建物区分 CEC基準値	ホテル 等	病院等	物販店 舗等	事務所 等	学校等	飲食店 等	集会所 等
空調 (CEC/AC)	2.5	2.5	1.7	1.5	1.5	2.2	2.2
換気 (CEC/V)	1.0	1.0	0.9	1.0	0.8	1.5	1.0
照明 (CEC/L)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
給湯 (CEC/HW)	0 < I _x ≤ 7の場合 1.5 7 < I _x ≤ 12の場合 1.6 12 < I _x ≤ 17の場合 1.7 17 < I _x ≤ 22の場合 1.8 22 < I _x の場合 1.9		I _x は、給湯に係る循環配管及び 一次側配管の長さの合計 (単位 m) を全使用湯量 (単位m ³) の 日平均値で除した値とする。				
昇降機 (CEC/EV)	1.0	—	—	1.0	—	—	—

なお、一次エネルギー消費量の換算値は表4による。

表4. 一次エネルギー換算値

種別	一次エネルギー換算値
重油	1 リットルにつき 41,000 キロジュール
灯油	1 リットルにつき 37,000 キロジュール
液化石油ガス	1 キログラムにつき 50,000 キロジュール
都市ガス (13A)	1 立方メートルにつき 46,000 キロジュール
他人から供給された熱 (蒸気、温水、冷水)	1 キロジュールにつき 1.36 キロジュール又は最新のものがある場合はその値
電気※	1 キロワット時につき9,760 キロジュール (夜間買電を行う場合においては、8時から22時までの消費電力量については1 キロワット時につき9,970 キロジュールと、22時から翌日8時までの消費電力量については1 キロワット時につき9,280 キロジュールとすることができる)

※システム導入前・後に用いる換算値は統一すること。

(2) 新築、増築、及び改築の賃貸用の集合住宅に当該システムを導入する場合

集合住宅の「標準年間エネルギー消費量」を25%程度削減できること。

$$\text{年間エネルギー削減率} = 1 - \frac{\text{年間エネルギー消費量}}{\text{標準年間エネルギー消費量}}$$

1) 年間エネルギー消費量

年間エネルギー消費量の求め方は、「平成23年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（高効率エネルギーシステムの提案公募）－住宅に係るもの－公募要領」による。なお、一次エネルギー消費量の換算値は表4による。

非居住部分（共用部分及び動力室等）の年間エネルギー消費量は、申請者が想定すること。

2) 標準年間エネルギー消費量

標準年間エネルギー消費量は、「集合住宅の標準一次エネルギー消費量」（表5）に、非居住部分（共用部分及び動力室部分等）の年間一次エネルギー消費量を加えたものとする。

表5. 集合住宅の標準一次エネルギー消費量及び比率

	I、II（寒冷地域）		III～VI（温暖地域）	
暖房	21,947	40.2 %	6,053	12.1 %
冷房	37	0.1 %	2,013	4.0 %
給湯	12,269	22.4 %	12,110	24.2 %
調理	3,705	6.8 %	3,834	7.7 %
照明	5,971	10.9 %	6,304	12.6 %
その他	10,723	19.6 %	19,737	39.4 %
合計	54,652	100.0 %	50,051	100.0 %

延床面積：60㎡ 単位：MJ／年・世帯

(3) 既築の建築物に当該システムを導入する場合

(ア) 建物1棟での省エネルギー事業の場合

過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値を25%程度削減できること。

$$\text{年間エネルギー削減率} = 1 - \frac{\text{年間エネルギー消費量}}{\text{過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値}}$$

年間エネルギー消費量：当該システム導入後の年間エネルギー消費量

計算は、以下の手順で行う。

表 6. 既築の計算手順

No.	計算手順	内 容	備考
1.	実績値の集計	電気、ガス、油等の使用量の集計、ならびに一次エネルギー量の算出。	一次エネルギー消費量の換算値は表4による。
2.	用途区分毎のエネルギー消費量の算出	エネルギー消費量は、用途区分（空調、換気、照明、給湯、昇降機、その他）別に求める。用途区分別の実績値がわからない場合は、表7の比率を用いる。	実測値がある場合はその数値を用いる。
3.	省エネルギー量の算出	導入するシステム毎にエネルギー消費量を求める。	補助対象外の機器の効率化による省エネルギー量の参入可。
4.	総合評価	2. で求めたエネルギー消費量と3. の効果を差し引きまとめる。	

表 7. 用途区分別エネルギー消費比率 (%)

建物区分 用途区分	ホテル 等	病院等	物販店 舗等	事務所 等	学校等	飲食店 等	集会所 等
空調	46	30	41	50	41	41	41
換気	5	10	10	5	10	15	10
照明	10	10	25	20	25	20	25
給湯	31	42	11	—	—	—	11
昇降機	3	—	—	3	—	—	—
その他	5	8	13	22	24	24	13
計	100	100	100	100	100	100	100

注意（1）：既築の建築物で、大規模な修繕・模様替、建物用途の変更等の場合には、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」に準じた性能を満たすものとし、PAL/CEC計算によりエネルギー消費量を求めること。

(イ) 設備用途区分単位での省エネルギー事業の場合

過去3年間の対象となる設備用途区分の一次エネルギー消費量の平均値を30%程度削減できること。

$$\text{対象となる設備用途区分の年間エネルギー削減率} = 1 - \frac{\text{対象となる設備用途区分の年間エネルギー消費量}}{\text{対象となる設備用途区分の過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値}}$$

(4) 既築の賃貸用の集合住宅に当該システムを導入する場合

過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値を25%程度削減できること。

$$\text{年間エネルギー削減率} = 1 - \frac{\text{年間エネルギー消費量}}{\text{過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値}}$$

年間エネルギー消費量：当該システム導入後の年間エネルギー消費量

既築集合住宅の一次エネルギー消費量の用途別割合が不明の場合は、表5の一次エネルギー消費比率で算出する。なお、一次エネルギー消費量の換算値は表4による。

(5) 既築の分譲集合住宅の共用部分に当該システムを導入する場合

過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値を25%程度削減できること。

$$\text{年間エネルギー削減率} = 1 - \frac{\text{共用部分の年間エネルギー消費量}}{\text{共用部分の過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値}}$$

(6) 節電効果の算定

過去3年間の電力消費量の平均値とシステム導入後の年間電力消費量から算出する。

$$\text{年間電力削減率} = 1 - \frac{\text{年間電力消費量}}{\text{過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値}}$$

【記載例1】

様式第1

事業者自身が書類管理の目的で発行する書類番号。申請者において複数の補助事業を申請する場合は、必ず付けること。
例：〇〇第23-00●号（悪い例 番1号）

番号

平成23年〇〇月〇〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

共同申請の場合、補助金の支払いを受ける事業者を最上段に記載すること

住 所 東京都中央区〇〇町〇〇丁目〇番〇号

申請者

名 称 株式会社〇〇

代表者等名 代表取締役 環境 太郎

印

平成23年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
（建築物に係るもの）交付申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（建築物に係るもの）交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

改ページ
（“記”以降は2ページ目とする）

記

1. 補助事業の名称
株式会社〇〇本社ビル省エネルギー工事

事業完了後も用いることから、簡潔に分かりやすい表現とする（概ね25文字以内）、〇〇新築工事、（仮称）〇〇等の表現は不可

2. 補助事業の目的及び内容

高効率機器の採用、搬送動力の低減、BEMSによる最適制御などの高効率エネルギーシステムの組み合わせにより、エネルギー消費量の低減と環境負荷の低減を実現する。

3. 補助事業の実施計画

事業期間区分 単年度 複数年度（1年目） 複数年度（2年目）

申請区分 建物一棟 設備用途区分単位 複数店舗一括

工事種別 新築 増改築 既築

設備区分 空 換 照 給 冷 他

該当するものに○をつける
申請区分が建物一棟、複数店舗一括の場合は2つ以上。
設備用途区分単位では一つに○をつける。
(空:空調、換:換気、照:照明、給:給湯、冷:冷凍/冷蔵、他:その他)

採用システム

空調 ①高効率熱源機器の更新
②冷却水変流量制御
③冷温水変流量制御
④空調機ファン変风量制御

換気 ⑤排気ファン変风量制御

照明 ⑥高効率照明
⑦人感センサーによる照明制御

冷凍/冷蔵 ⑧インバータ制御

その他 ⑨BEMS導入

エネルギー削減率 25.3 %（建物全体での削減率）
%（設備用途区分での削減率）

設備用途区分単位の申請では両方に記載する

4. 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 194,642,910 円
(2) 補助対象経費 163,877,200 円
(3) 補助金交付申請額 54,625,733 円

別紙1の金額

5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分（別紙1）

6. 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額（別紙2）

交付決定日以降の開始とする「交付決定日」としても可

7. 補助事業の開始及び完了予定

(1) 開始年月日 交付決定日
(2) 完了予定年月日 平成24年 1月31日

支払の完了日を事業の完了日とし、単年度事業は平成24年1月31日以前、2年度事業は平成24年2月29日以前の日付とする

(注) 1. この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面
- (2) 申請者が申請者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書の写し
- (3) そのS I Iが指示する書面

2. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

機器費、材料費、機器の据付費等

補助対象外を含めた省エネ工事全体の経費を記入

補助対象となる部分の経費のみ記入

小数点以下切り捨てし、1円単位まで記入

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
I 設計費	0	0		0
II 設備費	126,484,200	113,287,200		37,762,400
III 計測装置費	15,500,000	13,000,000	1 / 3	4,333,333
IV 工事費	43,390,000	37,590,000		12,530,000
V 諸経費	0	0		0
消費税	9,268,710	0		0
合計	194,642,910	163,877,200		54,625,733

工事請負契約外の経費(引込負担金、旅費、会議費など)がある場合は記入

労務費、運搬費、試運転調整費、仮設費、工事管理費など

(別紙2)

補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額

(単位：円)

補助事業に要する経費の区分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
I 設計費	0	0	0	0	0
II 設備費	0	0	0	126,484,200	126,484,200
III 計測装置費	0	0	0	15,500,000	15,500,000
IV 工事費	0	0	0	43,390,000	43,390,000
V 諸経費	0	0	0	0	0
消費税	0	0	0	9,268,710	9,268,710
合 計	0	0	0	194,642,910	194,642,910

【記載例2】 (提出書類はA3版とし、2枚でまとめること)

平成23年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（建築物に係るもの）システム提案概要

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（建築物に係るもの）システム提案概要

事業期間区分 ・単年度・複数年度(1年目)・複数年度(2年目)	建物概要	補助対象経費
申請区分 ・建物一棟・設備区分単位・複数店一括	工事種別 ・新築・増改築・既築	事業全体 当該年度
設備区分 ・空調・換気・照明・給湯・冷凍 ・その他()	地域	I 設計費
補助事業者	用途	II 設備費
補助事業名	延床面積 ㎡	III 計測装置費
	階数 地上階、地下階、塔屋階	IV 工事費
	構造	V 諸経費
	交通機関 駅	消費税
	下車徒歩 分	合計
導入効果 エネルギー消費効率 削減量 : 削減率(建物全体) : 削減率(設備用途区分) : 費用対効果 費用対効果(1) : (補助対象経費÷削減量) 費用対効果(2) : (補助事業に要する経費÷削減量)	システム仕様	特徴 根拠 機器及び断熱部材の性能 先進性 汎用性 省エネルギーに対する取組
節電効果 電力消費効率 低減量 : 低減率 :		
省エネ基準に対する性能と措置 PAL : CEC/AC CEC/V CEC/L CEC/HW CEC/EV		
担当者	所属	TEL
		e-mail

<システム提案概要2枚目の本資料は、補助事業ポータルを使用の場合、様式ファイルからの手入力となります>

補助事業者	
補助事業名	
システム概要図（全体システムがわかるもの）	

【記載例3】

実施計画書

申請者が複数の場合は、申請者毎に記述

1. 申請者の概要

(1) 会社所在地（申請者所在地）

申請者 1	申請者名	環境 太郎	
	住所	〒 〇〇〇- 〇〇〇〇	東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

(2) 申請者の消費税法の区分

区分	該当欄に ○印	課税事業者届出書 (別添1)の提出
・消費税法による課税事業者である	○	必要
・消費税法による課税事業者となる予定である		必要
・消費税法による課税事業者でない		不必要

※課税事業者もしくは、課税事業者となる予定である場合は課税事業者届出書（別添1）を添付すること。

(3) 申請者の業務実績に関する事項

(単位：千円)

事業報告期間	平成22年4月1日～平成23年3月31日		
資産合計	62,446,689	売上高	68,691,358
負債合計	52,677,243	経常利益	1,373,827
純資産合計	9,769,446	当期純利益	325,402

※申請者が複数の場合は、申請者概要一覧に追記のうえ、本ページの後ろに添付すること

2. 連絡先

補助事業担当

申請者に所属する事業を熟知した実質的な担当者とすること

会社名	株式会社〇〇	
所属、役職	建築開発部 開発第三課 課長	
氏名	〇〇 〇〇	
住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	東京都中央区〇町 〇丁目〇番〇号
T E L	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)	
携帯電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
F A X	〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
E-MAIL	〇〇〇@〇〇〇. co. jp	

経理担当

会社名	株式会社〇〇	
所属、役職	総務部 経理課 課長代理	
氏名	〇〇 〇〇	
住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	東京都中央区〇町 〇丁目〇番〇号
T E L	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)	
携帯電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
F A X	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
E-MAIL	〇〇〇@〇〇〇. co. jp	

3. 建物の概要

名 称	株式会社〇〇本社ビル
所 在 地	東京都中央区〇町 〇丁目〇番〇号
用 途	事務所
階 数	地上12階、地下2階、塔屋2階
構 造	SRC造
延床面積	16,980㎡
竣工年月	1983年3月
最寄り駅	〇〇線〇〇駅 下車徒歩 分

※対象となる建物が複数の場合は、建物概要一覧を記載し、本ページの後ろに添付すること

4. 事業実施に関する事項

(1) 他の補助金との関係

なし

(注) 当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金の内容を記載のこと。

(2) その他実施上問題となる事項

なし

(注) 実施上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

5. 事業内容

(/)

設備区分	採用システム	内容
空調	①高効率熱源機器の更新	年間負荷パターンに合わせて空調熱源機器を分割し、高効率熱源機器への更新を行う。
	②冷却水変流量制御	夏期の夜間、中間期の冷却熱量が少ないにもかかわらず、一定水量運転を行っている。負荷に応じてインバータで流量を制御し、低負荷時の搬送動力の低減を図る。
	③冷温水変流量制御	負荷に応じてインバータで流量を制御し、低負荷時の搬送動力の低減を図る。
	④空調機ファンの変風量制御	空調機ファンにインバーター装置を設け、室内使用状況に合わせて風量を制御することにより、低負荷時の搬送動力の低減を図る。
換気	⑤排気ファンの変風量制御	厨房系統にガスメータを設置し、そこからのパルス信号で厨房排気ファンのインバータ制御により、法定換気量を遵守しながら最小限の排気とし、搬送動力を低減する。
照明	⑥高効率照明	既設蛍光灯設備の安定器と蛍光管をインバータ式の高効率型に更新する。また蛍光管についても省エネ型蛍光管に更新する。
	⑦人感センサーによる照明制御	人の在不在を人感センサーで感知し、ブロック毎に点灯及び消灯を管理することにより、照明エネルギーの削減を図る。
冷蔵/冷凍	⑧インバータ制御	冷蔵・冷凍負荷に応じて圧縮機の回転数をインバータ制御し、起動時の負荷の低減を図る。
その他	⑨BEMS導入	システムの運転状況、負荷の頻度分布などをモニターし、改善前の電力量と改善後の電力量を同時に比較することにより、省エネルギー効果の分析が可能となり、運転管理者に省エネルギー運転のためのデータを提示することができる。

- 産業財産権の有無、機能の詳細内容等がわかるよう、導入システム毎に記載のこと。
- システム導入前後がわかる図面（別添2）等を添付すること。複数枚になってもよい。
- 補助金交付申請範囲を明示すること。

6-2. 節電効果

単位：kWh/年

システム導入前電力消費量 C	3,484,016
システム導入後電力消費量 D	2,832,797
低減量 (C-D)	651,219
低減率 (C-D) × 100 ÷ C	18.7%

※節電効果の根拠を含む効果計算書を添付すること

7. 事業実施工程

補助事業（全体）の開始及び完了予定日

開始年月日 交付決定日

完了予定年月日 平成25年1月31日

(注1) 複数年度にわたる事業の場合は、事業全体の期間を記載すること。

(注2) 単年度事業の場合は、記載を省略して作成のこと。

交付決定日以降の開始とする
「交付決定日」としても可

支払いの完了日を事業の
完了日とし、2年度事業
は平成25年1月31日以前
の日付とする

補助事業（当該年度）の開始及び完了予定日

開始年月日 交付決定日

完了予定年月日 平成24年 1月31日

交付決定日以降の開始とする
「交付決定日」としても可

支払いの完了日を事業の
完了日とし、単年度事業
は平成24年1月31日以前、
2年度事業は平成24年2
月29日以前の日付とする

スケジュール表<平成23年度>

<本資料は、補助事業ポータルを使用の場合、様式ファイルからの手入力となります>

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業者選定、契約		—							
熱源工事			—	—	—				
空調換気工事			—	—	—	—			
照明工事			—	—					
BEMS工事					—	—			
試運転調整						—	—	1/31 支払完了	

支払完了日を必ず記入のこと

スケジュール表<全体> (単年度事業の場合は省略)

	平成23年度				平成24年度			
業者選定、契約		—						
熱源工事			—	—				
空調換気工事					—	—		
照明工事		—	—					
BEMS工事					—	—		
試運転調整							—	

8. 所要資金計画及び資金調達計画

資金調達計画

項目	資金 (円)
補助金	54,625,733
自己資金	140,017,177
借入金 (〇〇銀行)	0

工事費参考情報

項目	工事費 (円)	平米単価 (円/㎡)
事業全体の工事費	1,350,000,000	79,505
うち設備工事費	550,000,000	32,391

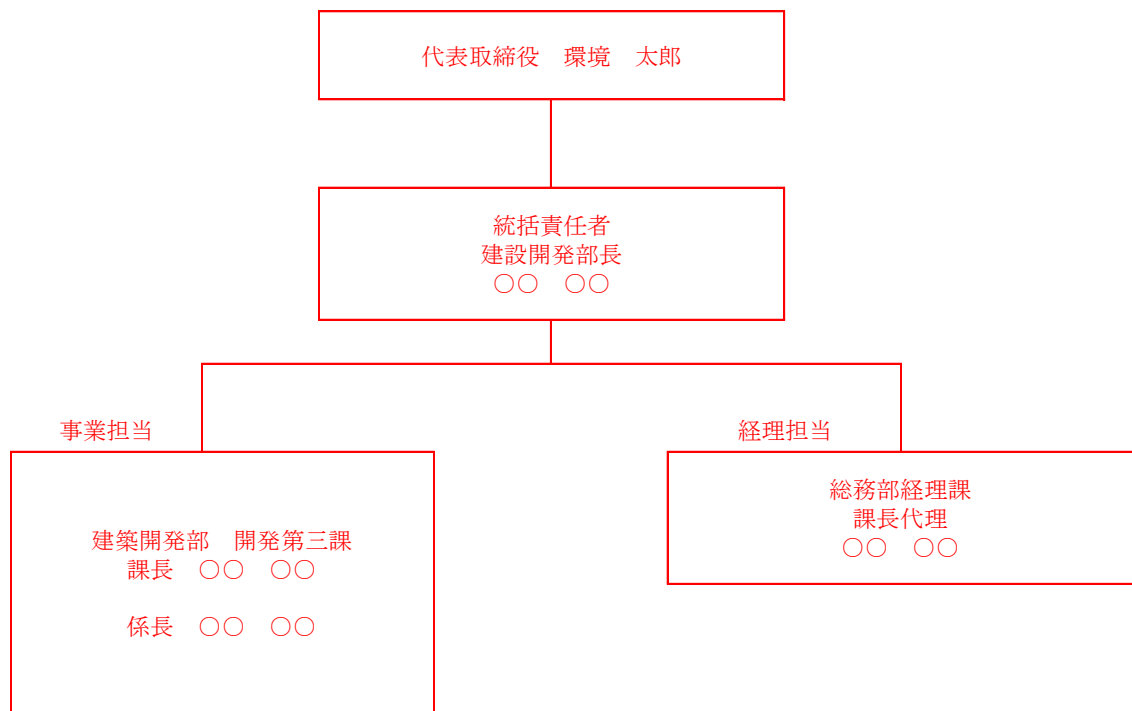
※新築の場合は補助対象外工事を含めた全体工事費となります

区分	項目	補助事業に要する 経費 (円)	補助対象経費 (円)	備考
I 設計費		0	0	
	小計	0	0	
II 設備費	高効率熱源機器への更新	64,484,200	58,037,200	
	冷却水変流量制御	2,850,000	2,550,000	
	冷温水変流量制御	6,450,000	5,800,000	
	空調機ファンの変風量制御	29,800,000	26,000,000	
	排気ファンの変風量制御	1,350,000	1,100,000	
	高効率照明	16,300,000	15,000,000	
	人感センサーによる照明制御	5,250,000	4,800,000	
	小計	126,484,200	113,287,200	
III 計測装置費	BEMS導入	15,500,000	13,000,000	
	小計	15,500,000	13,000,000	
IV 工事費	高効率熱源機器への更新	16,140,000	14,640,000	
	冷却水変流量制御	1,270,000	1,120,000	
	冷温水変流量制御	2,650,000	2,300,000	
	空調機ファンの変風量制御	9,100,000	6,500,000	
	排気ファンの変風量制御	630,000	530,000	
	高効率照明	7,400,000	6,800,000	
	人感センサーによる照明制御	1,650,000	1,500,000	
	BEMS導入	4,550,000	4,200,000	
	小計	43,390,000	37,590,000	
V 諸経費		0	0	
		0	0	
消費税		9,268,710	0	
合計		194,642,910	163,877,200	11,463円/m ²
合計 (平米単価)				

- 経費発生項目毎に記載のこと。
- 上記経費は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定すること。
- 補助事業者は、各区分の概算予算書(補助対象・対象外)を記した工事予算書を作成し添付すること。
- 工事予算書の根拠となる、設計事務所、建設業者、管工事業、メーカー等により作成された参考見積書を添付すること。

<本資料は、補助事業ポータルを使用の場合、様式ファイルからの手入力となります>

9. 補助事業体制



- ※ 組織図等で事業体制を示すこと
- ※ 申請者が複数の場合は、申請者間の関係がわかるようにすること
- ※ E S C O事業及びリース事業の場合は、申請者間の関係にその旨を明記すること

【記載例4】

(別添1)

申請者が複数の場合は、申請者毎に作成のこと。

課税事業者届出書

平成23年〇月〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

交付申請書の日付に合わせる

住 所 東京都中央区〇町〇丁目〇番〇号
申請者 名 称 株式会社 〇〇
代表者等名 代表取締役 環境 太郎

印

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない）である（となる予定である）ので、その旨届出します。

記

税務署に課税事業者届出書をすでに提出している場合は、カッコ内は削除（不要）

課税期間 自 平成23年〇月〇日
至 平成24年〇月〇日

申請者の事業年度期間と合わせること
事業年度が4月1日～3月31日であれば、申請日（平成23年〇月〇日）を含む事業期間を記述のこと。

自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

【記載例5】 <本資料は、補助事業ポータルを使用の場合、様式ファイルからの手入力となります>

(別添2) システム名 (例)① 冷温水ポンプ変流量制御

システム概念図

導入前(新築の場合不要)

導入後

- 採用省エネシステムごとに記載すること
(5. 事業内容に合わせること)
- 補助対象の範囲を明確に記載すること

【記載例6】

(別添3)

省エネルギー計算書

建物用途： 事務所

工事区分： 既築

設備用途区分	システム導入前 標準年間エネルギー消費量 MJ/年	CEC 基準値 (新築)	システム導入後 年間エネルギー消費量 MJ/年	CEC 計算値 (新築)
空調	18,879,600	-	11,954,400	-
換気	1,888,000	-	1,542,800	-
照明	7,551,800	-	5,466,300	-
給湯	755,200	-	546,600	-
昇降機	1,132,800	-	1,132,800	-
その他(冷設)	-		-	
その他	7,551,800		7,551,800	
合計	37,759,200 (A)		28,194,700 (B)	
合計×0.95 (新築)				

※ 計算根拠を添付すること。

※ エネルギー消費量は一次エネルギー換算値とする。

※ 既築の場合、CEC値は記入しなくてもよい(新築時のCEC値がある場合は記入のこと)。

※ 既築の場合、過去3年間の実績一覧表(月別、エネルギー種類別)を添付すること。

